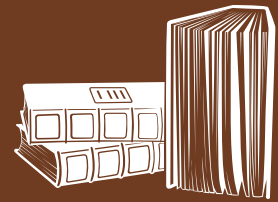




暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

ふるさと納税返礼品の債務不履行に基づく損害賠償請求の可否が争われた事例

Xが返礼品を指定してふるさと納税(寄附)をしたが、当該指定地方団体Y市がその返礼品を寄附額の3割の金額で調達できなくなり、XはY市から代替品の送付か寄附金の返還の選択を依頼された。Xは当初の返礼品の提供の再考を求めたが拒否された。そこでXがY市に対し贈与契約の債務不履行(履行拒絶又は履行不能)に基づく損害賠償として返礼品の市場価値を請求したが、寄附額の3割の金額と遅延損害金のみが認められた。(東京高等裁判所 令和5年7月19日判決、判例地方自治518号39頁)

X：原告・控訴人(消費者)
Y：被告・被控訴人(市)
A：ふるさと納税サイト

事案の概要

本件は、いわゆる「ふるさと納税」の法定返礼割合(返礼品等の調達に要する費用の、寄附金額に対する割合)が地方税法37条の2第2項及び314条の7第2項により3割以下となった後の事案である。Yは上記条項に基づき、ふるさと納税の対象となる地方団体として総務大臣から指定された団体(以下、指定地方団体)である。

Yは令和2(2020)年12月時点で、Aサイトを含む複数のウェブサイトを通じて、1万円を寄附した個人に対し、令和2(2020)年度産ブランド米α15kg(以下、本件返礼品)を返礼品として送付する旨を約して、寄附の募集をしていた。

令和2(2020)年12月21日、XはAサイトを通じ、発送希望時期を令和3(2021)年9月として本件返礼品を指定し、ふるさと納税として1万円を寄附した。(判決は、これによりXとYはα15kgを返礼品として贈与する合意をしたという[以下、本件贈与契約]。)

令和3(2021)年9月14日、YはXを含む寄附者らに対し、返礼品等提供事業者が本件返礼

品を調達できず、また法定割合額(1万円の3割の3,000円)の範囲で本件返礼品を調達できる業者がなく、返礼品を発送できないこと、したがって、代替品(令和3[2021]年度産α新米9kg又はその他の代替品)の送付か、寄附金の返還を求めるか選択されたい旨の文書を送付した。これに対しXは、従前の約束の通り本件返礼品の送付を再考するよう求めたが、Yは10月4日に、Xに対し不可能である旨回答した。

そこでXはYに対し、贈与契約上の引渡請求権の債務不履行(主位的に履行拒絶、予備的に履行不能)に基づき、債務の履行に代わる損害賠償として8,150円(本件返礼品の直近の価額)及び遅延損害金の支払いを求め提訴した。

1審(参考判例①)での争点は、(1)Yの債務内容、(2)事情変更によるYの債務の消滅、(3)損害額、であった。(1)は、Yの債務内容が本件返礼品を調達してXに提供することか、ふるさと納税の仕組みを利用することを前提に法定割合額(3,000円)の範囲内で本件返礼品を調達・提供することか、が争われた。(2)でYは、本件返礼品提供事業者が調達不可能となり、調達可能な業者が他にいなかったことなどから、Aの



規約により、事情変更該当し本件返礼品を送る義務は消滅したと主張した。(3)は、Xは市場価格を、Yが法定割合額3,000円を主張した。

1審は、(1)のYの債務は、法定返礼割合の制限を受けることを内容とする認め、他方(2)では、事情変更による債務の消滅を否定した。(3)は、法定割合額3,000円を上限とするとして、3,000円と遅延損害金の支払いを認容した。

これに対してXが控訴したのが本件である。Xは1審での主張に加え、次の(4)(5)の補充主張をした。(4)地方税法37条の2第2項及び314条の7第2項は損害賠償額の上限を規定するものではなく、Yは市場価格が法定割合額を超える物品を法定割合額以内の金額で調達して提供する義務を負っていたので、Xに生じた法定割合額を超える損害は通常損害である。(5)指定地方団体が、市場価格が法定割合額を超える物品を返礼品として提供する場合に、返礼品提供業務の委託先の資力、調達能力や委託先の管理、監督等につきいっそうの注意を払う必要があるところ、Yは委託先による履行状況を適切に管理・監督しなかったので帰責事由があり、にもかかわらず、損害賠償額を法定割合額に限定することは信義則又は衡平の見地に反し、著しく正義を欠くものである。

なお、(2)に関するAのサイト利用規約は以下の通りである。

- ・6条1項 返礼品等の配送手続は地方団体の責任において行われる。
- ・6条2項 返礼品等は、本件サイトの利用の前後を問わず、地方団体又は提供事業者における在庫状況その他の事情により変更されることがある。
- ・6条3項 本件サイトを通じた寄附の受付の前後を問わず、地方団体の都合により、返礼品等の内容を変更又は中止することがある。この場合において、サイト運営者は、利用者に対し、返礼品等(代替品を含む。)の送付を含む一切の義務を負わない。

[控訴棄却・確定]

理由

本判決は争点(1)(2)(3)につき1審の判決理由を引用したので、(1)(2)(3)は1審の理由を記す。

1 争点(1)について

「本件贈与契約は、ふるさと納税制度の仕組みを利用することを前提に締結されたものであるから、Yが負う債務の内容は、ふるさと納税制度に係る法令の規定によって影響を受けることを免れないというべきである」。法定返礼割合を遵守しない指定地方団体は指定取消しを受けることから、法は法定返礼割合の厳格な遵守を求めていること、このことは報道等で一般社会に広く周知されていることなどを挙げて「ふるさと納税制度を利用して寄附をする以上、寄附者もまたふるさと納税の仕組みによる制限を受けることになることは明らかである。そうすると、指定地方団体が寄附者との間で締結した返礼品等についての贈与契約において、当該指定地方団体が負う返礼品等の調達義務の内容は、あくまでも法定返礼割合に適合するものでなければならぬというべきである。XはAサイト等を通じて上記のようなふるさと納税の仕組みを理解したうえでYに対して寄附をしたのであるから、Yの負う債務が、法定返礼割合についての制限を受けることを前提にしていたものと解するのが相当である。したがって、Yの債務は、法定割合額以内の金額で返礼品等を調達することを内容とするものであり、……市場価格が法定割合額を超える返礼品等を法定割合額の範囲で調達して提供することは妨げられないと解するとしても、Yは、本件の法定割合額である3,000円を超える費用を支出することによって本件返礼品を調達する債務を負うものではない……」。

2 争点(2)について

Aサイトの利用条件規約はAサイト利用者として運営者の法律関係のみを定めるものとし、事情変更による免責が認められるのはサイト運営者だけとした。

指定地方団体が限られた条件下で返礼品等の



調達をするので、予定していた返礼品等の調達ができないことは生じ得ることで、約束した返礼品等に必ずしも拘束されないとのYの主張について、「指定地方団体は、具体的な品目、数量、寄附額を定めて、返礼品等を約束して、寄附金を募集し、現に寄附を受けているのであるから、寄附と返礼品等の提供との間に法律上の対価関係は認められないとしても、現に寄附を受けておきながら、約束した返礼品等に拘束されないというYの主張は、寄附者が約束したとおりの返礼品等がもらえるとの動機のもとに寄附をしていると考えられることに照らし、当事者の合理的な意思に反する……」(事情変更による債務の消滅を否定)。

3 争点(3)について

履行拒絶を根拠にYが債務不履行責任を負うことを前提として、「Yが負う債務は、法定割合額の範囲内で本件返礼品を調達してXに提供することであるから、本件返礼品の市場価格が法定割合額を超えることになるとしても、法定割合額を超える損害賠償をする責任は負わないと解すべきである。……Xは、債務の履行があったならば債権者が得られた利益を債務者に賠償させることによって、債権者が被った経済的損失の回復を図るといふ填補賠償の趣旨からすれば、損害賠償額とは法定割合額ではなく本件返礼品の市場価格であるなどと主張するが、そもそもXがYに対して行った寄附とYのXに対する本件返礼品の贈与は対価関係に立つものではなく、ふるさと納税制度の枠組みの中で債権者であるXが得られたはずの利益とは、債務者たるYが法定割合額の範囲内で調達できる返礼品を受領できる利益にすぎないというべきである……。そうすると、……本件返礼品の直近の価格は8,150円を下らないと認められるが、Yの損害賠償額は法定割合額である3,000円を上限とすることになる」。

4 争点(4)について

「ふるさと納税制度の枠組みの中で本件贈与契約に基づき債権者であるXが得られたはずの利益とは、債務者たるYが法定割合額の範囲内

で調達できる返礼品を受領できる利益にすぎないというべきであり、その経済的価値は法定割合額である3,000円と評価するのが相当である。」

5 争点(5)について

争点(4)を前提に、「損害賠償額を法定割合額に限定することが、信義則又は衡平の見地に反し、著しく正義を欠くものということはできず……」。

解説

返礼品を指定したふるさと納税は、現在広く行われており、各自治体が寄附金獲得のための「返礼品競争」をくり広げている状況である。過度な競争を抑制するため、令和元(2019)年6月1日に指定制度が導入され、その中で返礼品の調達等費用が寄附額の3割以下とされた。そのため、本件のように返礼品を寄附額の3割以内の費用で調達できず、債務不履行による損害賠償を求められ、賠償額を争うケースが出てきた。

1 法的構成について

本判決は法的構成につき、返礼品を指定した寄附によって、当事者間に当該返礼品の贈与契約が締結されたとしている。寄附と返礼品との対価関係を否定し、返礼品の提供を贈与契約上の義務としている。その上で争点(3)で示すように、贈与契約においてXが得られる利益を、ふるさと納税制度の枠組みの中で得られるものにとらえ、「法定割合額の範囲内で調達できる返礼品を受領できる利益」に限定しているのである。本件と類似事案の参考判例②も、贈与契約の成立を認定している。ふるさと納税制度の枠組みから見れば、このような法的構成もあり得ようし、寄附と返礼品は直接の対価とは言えない点は注意すべきである。

もっとも他方で本判決は、争点(2)においては、寄附を受けておきながらも約束の返礼品提供に拘束されないというYの主張につき、約束の返礼品が受け取れるという寄附者の寄附の動機と照らして、当事者の合理的な意思に反するとしており、寄附と返礼品の関係を完全には否



定していない。寄附によって贈与契約が成立しているのであるから当然のことであろう。

2 贈与契約に関して(民法550条)

贈与契約というと、一方当事者のみが義務を負うため、贈与者の義務は強制できないのではないかといった誤解がある。確かに贈与契約では原則として贈与者のみが義務を負うため、民法550条は贈与が書面によらない場合には契約解除(ただし未履行部分のみ)を認めている。けれども贈与契約が解除されずに存続するなら、贈与者が履行をしない場合、強制執行も損害賠償請求も基本的に可能である。この点は誤解のないようにしたい。また、ふるさと納税の場合であれば上記550条解除ができる場合は少ないのではないか。返礼品が提供できないような場合は、現状では何らかの書面が交付されよう。

本件でYは民法550条に基づく契約解除の主張をしていないが、**参考判例②**では指定地方団体側はこの解除の主張をしている。これに対し裁判所は、返礼品の提供が難しくなった後に指定地方団体から寄附者に送付されたお詫びと、寄附金額と同額の返還か代替品のどちらかの選択をお願いする書面を、550条の書面として認め、解除の主張を否定している。本件での問題は、贈与契約であることではなく、贈与契約上の義務の内容(1)と、賠償額(3)である。

3 返礼品の贈与契約に基づく債務と賠償額

ふるさと納税の返礼品をめぐる贈与契約上の指定地方団体の債務を、本判決は、法定割合額以内の金額で返礼品等を調達し提供すること、としている。判決が示すように、ふるさと納税制度の趣旨から、これは肯定され得ると考える。また返礼品の調達費用につき上限額が定められていることは、指定制度導入や泉佐野市をめぐる訴訟についての報道等で社会的に知られているし、ふるさと納税を扱うサイトにも通常は記載されているので、寄附者も認識していると考えられる。そうであれば、ふるさと納税制度に基づく贈与である以上、寄附者が得るのは法定割合額の制約下で認められる利益であり、債務不履行の場合の賠償範囲も制限される点は、やむを

えない面もある。本判決も認める通り、法定割合額を超える価値を持つ返礼品を、法定割合額を超えない費用で調達し提供することは否定されない。しかし法定割合額では調達できない等の事情が生じた場合は、法定割合額の限度でしか金銭的な補償は得られないことを認識した上で、ふるさと納税をすることとなろう。ちなみに、本件と**参考判例②**のいずれも、返礼品の調達が困難になったのちに、指定地方団体が寄附者に対して、代替品提供のほか、寄附金額の返還も選択肢として提示しており、寄附者は寄附金額の返還を受けることで一定程度損失をカバーすることができたケースでもあった。

賠償範囲に関し、**参考判例②**も1万円の寄附に対する返礼品送付が困難になったケースであるが、寄附者が法定割合額3,000円を損害賠償請求した事案であった。この判決は、当該指定地方団体が2,840円の調達費用での送付を想定していたとして、2,840円を返礼品の経済的価値と認定し、同額の賠償義務のみ認めている(遅延損害金は請求されていない)。返礼品の経済的価値を2,840円と認定するなら、法定割合額を上限に市場価格の賠償を認める本判決と論理的に整合する。本判決及び**参考判例②**から考えると、返礼品の不履行に対する損害賠償額は、法定割合額を上限として返礼品の経済的価値を賠償することになりそうである。もっとも、**参考判例②**の指定地方団体のふるさと納税第三者検証委員会検証報告書によると、返礼品の価値は8,000円程度であり、これを根拠に寄附者が3,000円を請求していることからすると疑問がないわけではない。返礼品が「数量限定【緊急支援品】〇〇牛赤身肉(切り落とし)計1.5kg以上」という特殊事案であったことが影響していると考えべきであろうか。

参考判例

- ①さいたま地方裁判所令和4年11月24日判決
(判例地方自治518号41頁[本件原審])
- ②横浜地方裁判所川崎支部令和7年1月21日判決
(LEX/DB25622064)